

社会保険事業状況（平成18年6月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成18年6月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,957万1千人、法第3条第2項被保険者1万5千人、船員保険6万5千人である。前年同月と比べてみると政管健保は28万人（対前年同月比1.5%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同9.7%減）、船員保険は2千人（同2.6%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成18年6月末現在の政管健保適用の事業所数は152万5千（対前年同月比1.4%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.1%減）、18年5月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.0%減）となっている。

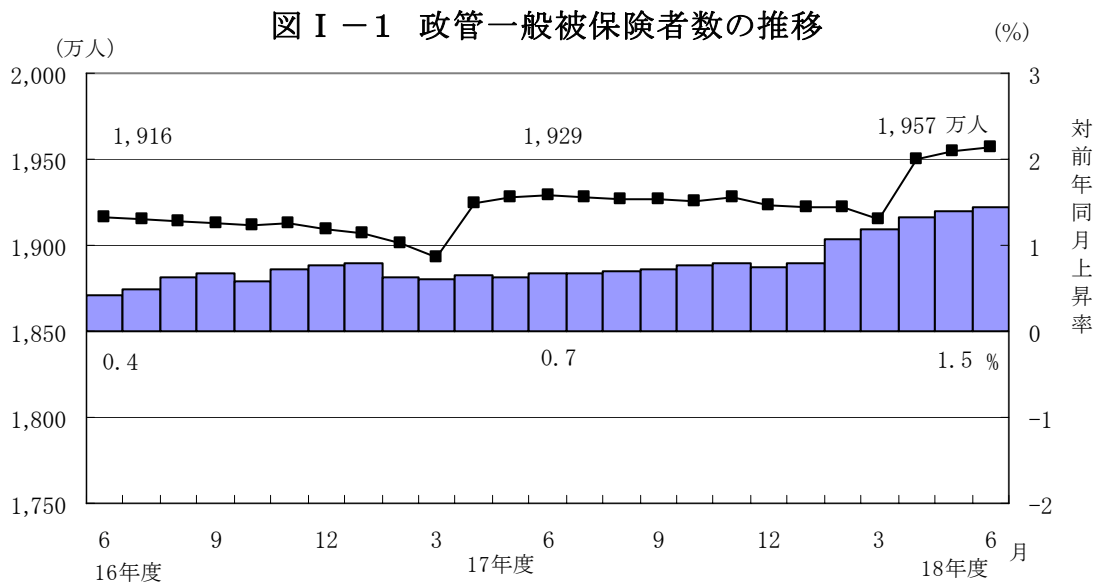


図 I - 2 法3条第2項被保険者数の推移

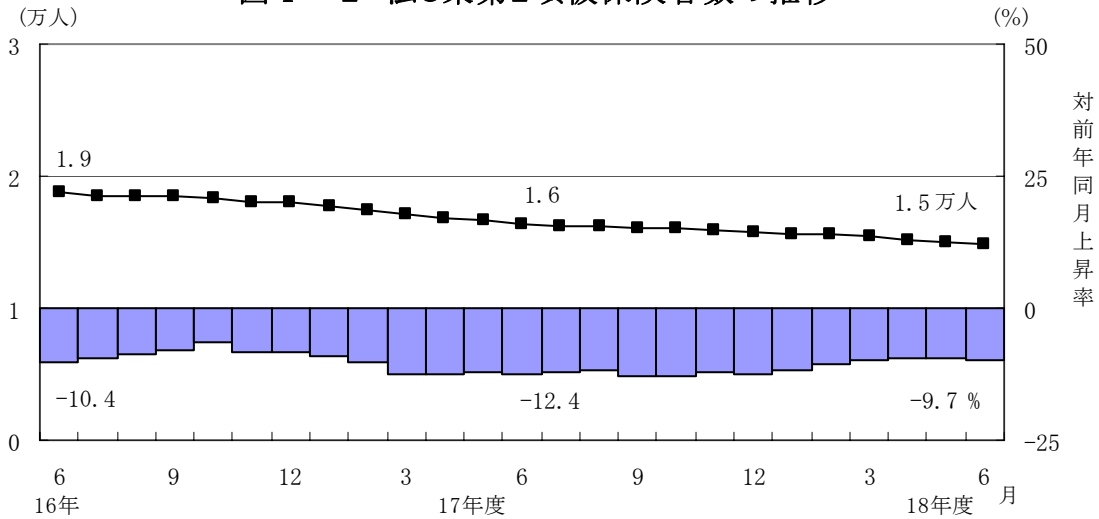
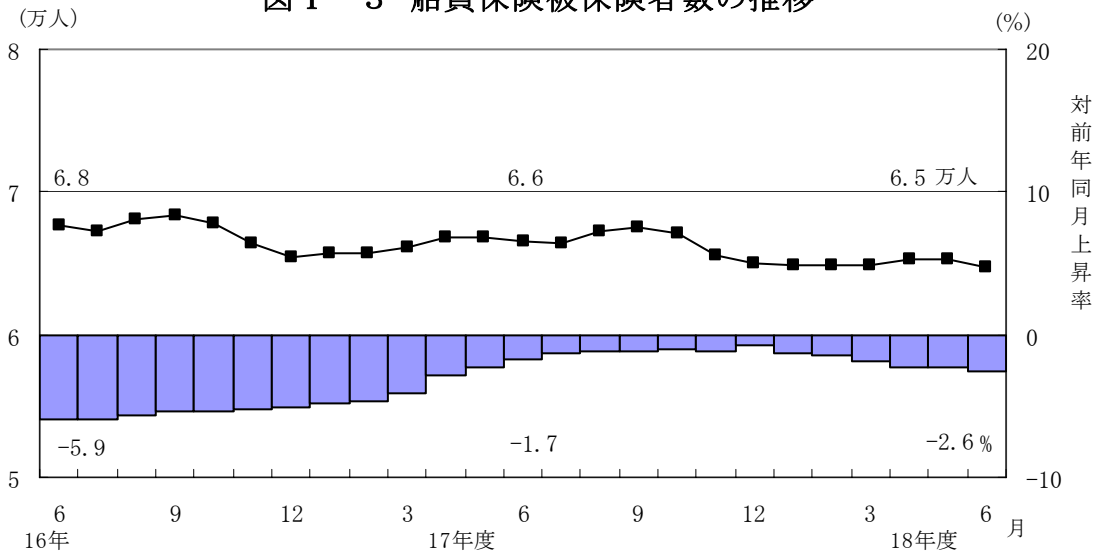


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成18年6月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万731円（対前年同月比0.0%減）であり、船員保険37万8,461円（同0.5%減）である。また、法第3条第2項被保険者の18年5月末の賃金日額の前平均は1万3,233円（同2.1%増）である。

平成18年6月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保13万5千か所、法第3条第2項被保険者15か所、船員保険の船舶所有者数293か所となっている。被保険者数は、政管健保301万4千人、法第3条第2項被保険者630人、船員保険3,809人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保38万5千円、法第3条第2項被保険者11万9千円、船員保険68万9

千円となっている。

各医療保険に加入している平成18年6月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,284万4千人（対前年同月比0.6%増）、法第3条第2項被保険者1万3千人（同11.7%減）、船員保険7万3千人（同4.1%減）である。

平成18年6月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万3,705円（対前年同月比0.3%減）、船員保険40万4,248円（同0.5%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の18年5月末の賃金日額の前平均は1万3,310円（同2.1%増）である。

(2) 給付状況

平成18年6月の保険給付費は、政管健保3,401億1千万円（対前年同月比1.5%増）、法第3条第2項被保険者分2億7千万円（同6.6%減）、船員保険22億3千万円（同4.1%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同0.2%減）、法第3条第2項被保険者1万9千円（同3.1%増）、船員保険3万5千円（同6.8%増）である。

(3) 診療費の状況

平成18年6月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,405億6千万円（対前年同月比0.9%増）、法第3条第2項被保険者分2億4千万円（同7.5%減）、船員保険18億6千万円（同1.9%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成18年6月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	21,388	41,083	34,056	3.3	1.4	0.9
法第3条第2項	12	29	24	△ 6.9	△ 7.3	△ 7.5
組合健保	17,686	32,328	25,160	4.0	2.3	1.5
船員保険	95	201	186	1.4	△ 0.4	1.9
共済組合	5,585	10,148	7,898	1.8	0.3	△ 0.5
小 計	44,766	83,789	67,324	3.4	1.6	1.0
国 保	31,280	71,579	68,787	5.7	3.7	3.9
老人保健	21,487	66,897	77,693	△ 3.3	△ 4.1	△ 2.1
合 計	97,533	222,265	213,804	2.5	0.5	0.7

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成18年6月末現在の被保険者数1,957万1千人のうち、男子の被保険者数は1,221万人（対前年同月比1.2%増）、女子は736万1千人（同1.9%増）である。また、任意適用被保険者数は50万6千人（同0.3%減）で全体の2.6%である。

平成18年6月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万713円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万4,407円（同0.3%増）で、女子は男子の66.9%となっている。

平成18年6月末現在の被扶養者数は1,640万6千人で、扶養率は0.838となっている。

(2) 給付状況

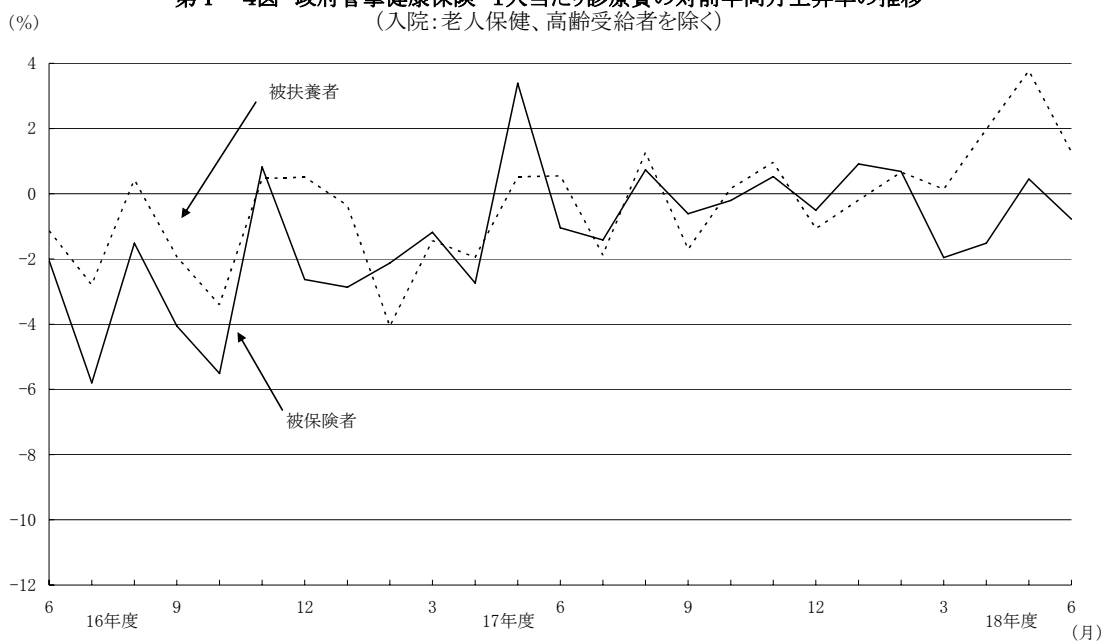
平成18年6月の保険給付費は、3,401億1千万円（対前年同月比1.5%増）となっており、うち、医療給付費は3,127億1千万円（同1.7%増）で保険給付費の91.9%を占めている。また、傷病手当金は114億円で保険給付費の3.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

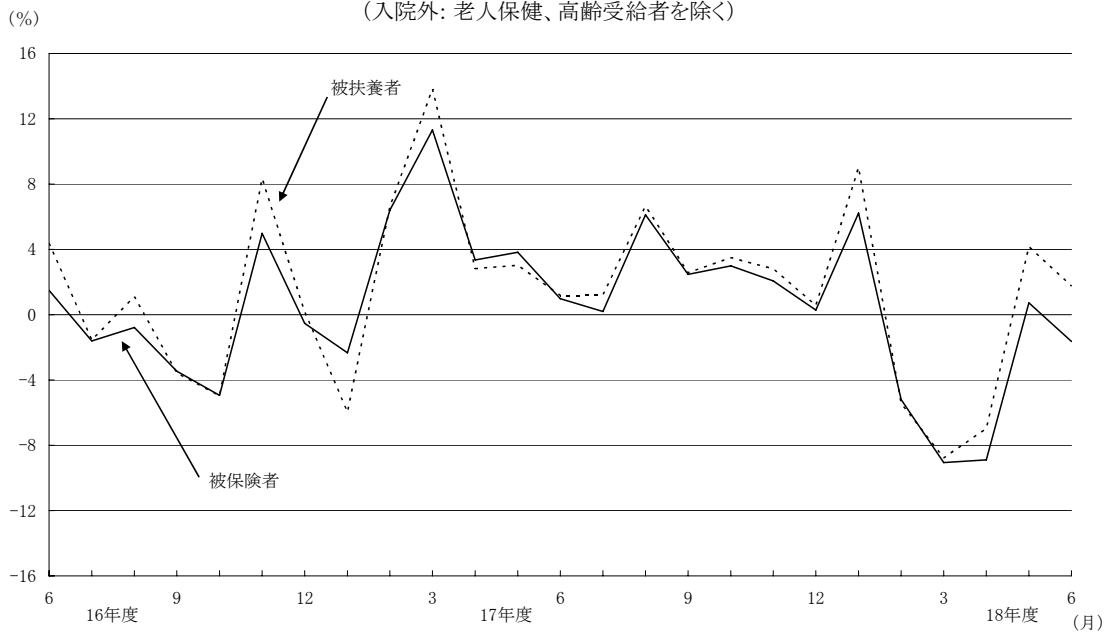
平成18年6月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,254円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,911円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,435円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が559.05、被扶養者が671.88、高齢受給者が1,436.38であり、1件当たり日数は、被保険者が1.89日、被扶養者が1.92日、高齢受給者が2.39日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,742円、被扶養者が7,690円、高齢受給者が9,759円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第I-4図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院:老人保健、高齢受給者を除く)



第I-5図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
(入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成18年6月末現在の被保険者数1万5千人のうち男子は1万1千人（対前年同月比7.7%減）、女子は4千人（同15.5%減）である。

平成18年5月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.657となっている。

(2) 給付状況

平成18年6月の保険給付費は、2億7千万円（対前年同月比6.6%減）となっており、うち、医療給付費は2億3千万円（同4.7%減）で保険給付費の82.3%を占めている。また、傷病手当金は5千万円で、保険給付費の16.9%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年6月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,626円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は7,767円、高齢受給者の1人当たり診療費は26,164円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が506.62、被扶養者が453.48、高齢受給者が844.17であり、1件当たり日数は、被保険者2.61日、被扶養者が2.21日、高齢受給者が3.00日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,021円、被扶養者が7,745円、高齢受給者が10,337円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成18年6月末現在の被保険者数6万5千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.4%減）、漁船（い）が1千人（同0.8%減）、漁船（ろ）が1万8千人（同8.1%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同2.1%増）である。

平成18年6月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万9,897円（対前年同月比0.7%減）、漁船（い）が37万6,951円（同0.5%減）、漁船（ろ）が32万878円（同1.2%減）である。平成18年6月末現在の被扶養者数は10万1千人で、扶養率は1.557である。

(2) 給付状況

平成18年6月の保険給付費は、22億3千万円（対前年同月比4.1%増）となっており、うち、医療給付費は17億9千万円（同1.7%増）で、保険給付費の80.4%を占めている。また、傷病手当金は3億5千万円で、保険給付費の15.8%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年6月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,627円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,701円、高齢受給者の1人当たり診療費は41,520円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が514.52、被扶養者が656.91、高齢受給者が1,371.02であり、1件当たり日数は、被保険者が2.29日、被扶養者が1.99日、高齢受給者が2.67日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,700円、被扶養者が8,182円、高齢受給者が11,327円である。